

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する 講習の指定に関する省令案（概要）①

- 平成28年4月に施行するキャリアコンサルタント登録制度は、5年ごとの更新制とし、登録の更新を受けようとする者は、一定時間数以上の更新講習を受講しなければならないこととされているところ。
- 当該更新講習の指定基準等について、以下のとおり本省令で定めることとする。
 - ・知識講習は別表の科目について行う。技能講習は別表の科目のうち技能講習を受けようとする者がキャリアコンサルタントとしての経験に応じ選択する科目について行う。
 - ・厚生労働大臣は、知識講習及び技能講習が指定基準（養成講習に係る指定基準と概ね同等）のいずれにも適合しているときは指定を行う。指定申請者が講習を受ける者の範囲を制限する場合、他の指定基準のいずれにも適合しており、かつ、その範囲の制限に合理的な理由がある場合は指定を行うことができる。

（別表）

更新講習の区分	科目
一 知識講習	一 職業能力の開発の知識 二 人事管理及び労務管理の知識 三 労働市場の知識 四 労働関係法令及び社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識
二 技能講習	一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 <ol style="list-style-type: none"> 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 <ol style="list-style-type: none"> 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括

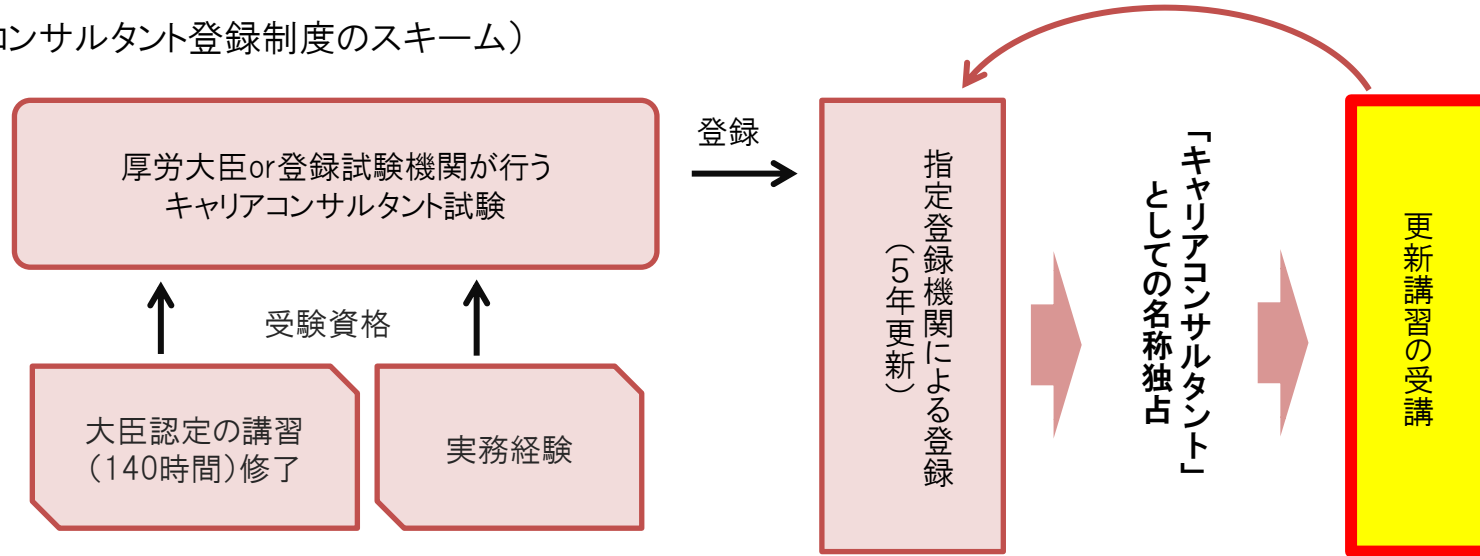
（指定基準）

- 一 知識講習は講義により、技能講習は講義又は演習により行うこと。
- 二 技能講習は、その半分以上の時間を通学の方法により行うこと。
- 三 更新講習は、修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。
- 四 講師は、別表の科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。
- 五 演習は、前号の講師のほか、講師の補助者を配置すること。
- 六 別表の科目に応じた適切な内容の教材を用いること。
- 七 更新講習を受ける者の数は、原則として、講義を行う場合は30人以下、演習を行う場合は20人以下であること。
- 八 更新講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 九 更新講習を実施する者が前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 十 更新講習を受ける者に、当該更新講習の指定申請者又はその関係者が雇用する者その他指定申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する 講習の指定に関する省令案（概要）②

《参考》

（キャリアコンサルタント登録制度のスキーム）



（キャリアコンサルタントの更新に係る規定）

- キャリアコンサルタントの登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、効力を失う。
（勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号)による改正後の職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の19第3号)
 - キャリアコンサルタントの更新を受けるためには、(i)及び(ii)の講習を受講しなければならない。
 - (i) キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの(知識講習) 8時間以上
 - (ii) キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの(技能講習) 30時間以上
- （職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第175号)による改正後の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第48条の17第1項第1号及び第2号)